

失 効 B

(うっかり忘れ等「やむを得ない理由」がなく運転免許を失効し、
失効後6か月を超え1年以内に申請する場合)
～大型・中型・準中型・普通免許に該当する仮運転免許証を申請できます。～

受付時間・場所

- 福島運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午後1時～午後1時30分
※ 申請書の記載等を行いますので午後1時30分までに来庁してください。
- 郡山運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午後1時～午後1時30分
※ 申請書の記載等を行いますので午後1時30分までに来庁してください。

申請に必要な書類等

- 失効した運転免許証
運転免許証を紛失している場合は、身分が確認できる書類（健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等）※マイナ免許証を所持されていた方はマイナンバーカード
- 福島県内住所で本籍の記載された発行後6か月以内の住民票（市町村長の証明印のあるもの。複数綴りの場合は、綴り全部）。
※ 広域交付住民票は、本籍地の記載がないので受付できません。
- 外国籍の方で、中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書
- 写真1枚（無帽・無背景、正面、上三分身、縦3×横2.4cm～免許証用サイズ）
- 視力や聴力に不安のある方は、眼鏡又はコンタクトレンズ、補聴器

手数料

- 大型・中型・準中型・普通仮免許申請手数料 ～ 1,650円
- 仮免許証交付手数料 ～ 1,100円